



四国中央市

1か月児健康診査費助成のお知らせ

四国中央市では、令和8年4月1日以降に生まれた赤ちゃんに対し、1か月児健康診査費用の助成を行います。赤ちゃんの成長を確認する大切な健診ですので、医療機関等をご予約のうえ、受診をお願いいたします。

●対象者

1か月児健康診査を受けた日において、四国中央市に住民登録がある
令和8年4月1日以降に出生した赤ちゃん

●助成額

上限 6,410円
(上限額を超える場合は、自己負担となります)



●助成方法

① 愛媛県内の小児科医療機関、香川井下病院、三豊総合病院で健診を受ける場合
配布している「1か月児健康診査受診票」をご持参のうえ、受診をお願いします。

② 上記以外の小児科医療機関で健診を受ける場合

健診費を支払った後に助成(償還払い)の申請を行ってください。申請の期限は、**1か月児健康診査を受診した日から6か月以内**です。(妊婦一般健康診査等の償還払いと一緒に申請が可能です。)

【助成(償還払い)に必要なもの】

以下の書類を持参し、保健センターへお越しください

- ・1か月児健康診査費用に係る領収書及び明細書
- ・申請者(保護者)名義の通帳(振込先が確認できるもの)
- ・申請者(保護者)の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)
- ・母子健康手帳



～健診を受診する際に、「タクシークーポン券」をご利用いただけます～

対象:令和8年4月1日生以降のお子さんをもつ保護者

お子さんの「1か月児健診」とお母さんの「産婦健診」を同日に受診され、タクシークーポン券を利用される場合は、「妊産婦健診タクシークーポン券」を優先的に使用してください。妊産婦健診タクシークーポン券を全て使い切っている場合は、「乳幼児健診タクシークーポン券」との併用も可能です。



申請窓口・お問い合わせ先

こども家庭センター(保健推進課内) 電話:0896-28-6054

ホームページ 2次元コード

